

事 務 連 絡

平成 30 年 10 月 5 日

居宅介護支援事業所管理者 様
小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様
地域包括支援センター管理者 様

長岡京市高齢介護課長

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費における
複数の事業者からの見積もり徴取について（通知）

平素より本市の介護保険行政に御理解御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」（平成 12 年 3 月 8 日老企発第 42 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）が一部改正されました。

今回の一部改正では、「介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は、複数の住宅改修の事業者から見積もりと取るよう、利用者に対して説明することとする。」という内容が追加されております。つきましては、ご利用者様から住宅改修の依頼を受けた際は、以上のことを徹底して行っていただくよう、お願いいたします。